

令和6年度元自衛官の再任用（陸上自衛官）の採用要項

1 採用予定数

約60名

2 応募資格

(1) 幹部

ア 幹部として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の初級運用特技以上を有していた（看護官にあつては、幹部初級課程「衛生科（看護師）」を修了した）元陸上自衛官

イ 任用期日（採用日をいう。以下同じ。）において、元自衛官の再任用に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第59号）（以下「元自衛官再任用訓令」という。）に定める年齢の者

(2) 准尉及び曹

ア 曹として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の中級特技以上を有していた元陸上自衛官

イ 任用期日において、元自衛官再任用訓令に定める年齢の者

(3) 士

ア 士として1年以上勤務した経験を有し、かつ、職種の初級特技を有していた（初級特技の設定がない特技については、中級特技を認定される要件を離職前に具備していた者）元陸上自衛官。ただし、退職時に陸士長であつた者に限る。

イ 任用期日において、元自衛官再任用訓令に定める年齢の者

(4) この試験を受けられない者

ア 日本国籍を有しない者

イ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項の規定により、自衛隊員となることができない者

(ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(イ) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(ウ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

3 募集日程

採用期日（基準）	受付期間（基準）
令和6年4月1日	令和5年12月19日（火）～令和6年1月11日（木）
令和6年7月1日	令和6年2月20日（火）～同年3月28日（木）
令和6年10月1日	令和6年5月21日（火）～同年7月4日（木）
令和7年1月1日	令和6年8月27日（火）～同年10月3日（木）

4 選考等

(1) 受験手続

ア 自衛隊地方協力本部長は志願者から志願票等を受領し、陸幕補第1329号（令和5年12月5日）「令和6年度元自衛官の再任用に関する募集及び採用業務の細部について（通達）」に基づき、報告又は通知する。

イ 志願者等

項目	内容	必要数
志願票	所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼付（脱帽、上半身、正面向、縦4cm、横3cm、裏面に氏名、募集種目を記入） 陸幕人教第376号（29.9.5）「元自衛官の再任用の実施要領の細部について（通達）」（例規21）別紙第2「元自衛官の再任用志願票」	1部
自衛隊受験票	志願票と同じ写真を貼付。また、応募種別欄のその他を○で囲み、（ ）内に「元自衛官の再任用」と記載	1部
返信用封筒（長形3号）	宛先を明記し、返信用切手（84円）を貼付	1部

(2) 選考要領

ア 第1次選考

元自衛官であった際の勤務成績（人事評価の結果又は勤務評定に基づく勤務成績報告書の評価）、勤務実績等から書類審査により選考

イ 第2次選考

口述試験及び身体検査により選考

(3) 第2次選考期日及び選考会場

担当方面隊等から本人に通知

5 採用予定者等への通知

(1) 各採用期日ごとの合格発表時期は、各受付開始時に自衛官募集ホームページに掲載する「令和6年度元自衛官再任用に関する募集のお知らせ」で示す。

- (2) 第1次選考合格者の発表
 - ア 合格者に対し、2次選考受験票を本人宛てに送付
 - イ 1次試験不合格者の志願書類は、後日、返信用封筒をもって返却
- (3) 第2次選考合格者の発表
 - ア 合格通知書を本人宛てに送付（合格者のみ通知）
 - イ 合格者は、採用候補者名簿に記載され、意向調査を実施
 - ウ 採用に応諾した者は採用予定者となり、採用通知書を本人宛てに送付
- 6 再任用者の身分
特別職国家公務員（自衛隊員）
- 7 職種の指定及び特技の付与
 - (1) 職種の指定
 - ア 原則として自衛官を退職する際に指定されていた職種を指定
 - イ 次の場合には再任用者の希望する職種とすることが可能
 - (ア) 再任用者が自衛隊を退職後、特別の資格又は技術を修得し、これに関係のある職種を希望する場合
 - (イ) 再任用者が自衛隊を退職後、相当な期間にわたり従事した職業又は職務に関係のある職種を希望する場合
 - (2) 特技の付与
原則として自衛官を退職する際に保有していた特技を付与
- 8 再任用時の採用部隊等配置基準
志願票を提出した希望部隊等（採用予定部隊の中から希望した部隊等）を基準に配置